

「冷凍・冷蔵商品販売事業者（加工食品卸業）に向けた温度管理を必要とする加工食品の販売に関するHACCPの考えを取り入れた衛生管理の手引書（以後HACCP手引書と言う）」の運用に関する注意事項のご案内

加工食品卸売事業者が温度管理商品の物流業務行程「入荷」「保管」「出荷」「配送」等についてその一部または全部を冷蔵倉庫業者に寄託する場合、受託業者が受託業務をカバーするHACCP手引書（厚生労働省認可）を既に有し実践していれば、委託側卸売事業者の有するHACCP手引書を委託業務について適用させる必要はありません。

この件に関する認識の相違による業務受委託の現場での混乱を避け、業務が円滑に進められますよう、別紙資料とともにご案内いたします。

http://nsk.c.ooco.jp/pdf/20200316_1.pdf

以上

令和2年9月2日

一般社団法人 日本加工食品卸協会
HACCP手引書 ワーキンググループ

卸売業者が温度管理商品の入在庫・保管業務を冷蔵倉庫業者に寄託する場合の「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書」（以後「HACCP手引書」と言う）の適用範囲に関する考え方の整理

※ HACCP手引書がカバーする業務範囲

業務行程	入庫	保管	出庫	配送	
日本加工食品卸協会	日食協ほか3団体共同策定HACCP手引書				
日本冷蔵倉庫協会	日本冷蔵倉庫協会HACCP手引書				

※ 卸売業の衛生管理とHACCP手引書の適用範囲

業務行程	入庫	保管	出庫	配送
全行程自社で運営する場合	日食協ほか3団体共同策定HACCP手引書			
冷蔵倉庫業者に寄託する場合	A 日本冷蔵倉庫協会HACCP手引書		日食協・・・	

※ 卸が冷蔵倉庫業者に物流業務を寄託する場合、A行程は寄託先業者が自らのHACCP手引書に基づく管理体制を敷いているので、寄託業務の範囲については寄託先の使用するHACCP手引書に従った管理体制とする。

※ 入庫・保管・出庫の行程については既に冷蔵倉庫協会策定の手引書が存在するが全行程にわたる「卸版」を策定したのは、冷蔵倉庫協会策定の手順書の管理基準を達成しえない中小企業の多い卸業界での手引書実行可能性を考慮したことによる。